社会福祉法人 明照会 理事長 善部 修

緊急事態宣言への対応について

平素は、社会福祉法人明照会の介護サービスをご利用頂きありがとうございます。

4月7日緊急事態宣言が発令され兵庫県からも新型コロナウィスル感染症に 係る兵庫県対処方針が出されました。

(方針内抜粋)

高齢者施設

- ○高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設について、感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業の継続を要請 ○通所、短期入居サービス利用者については、家庭での対応が可能な場合な どは、可能な限り利用の自粛を要請
- 当法人でも方針に則り、感染症対策の徹底のもと事業を継続させて頂きます。ただし、通所(ディサービス)・短期入所サービス(ショートスティ)・小規模多機能サービス利用者様について家庭での対応が可能な場合につきましては担当ケアマネージャーともご相談の上可能な限り自粛を頂けるようお願い致します。

(対象事業所)

伊丹市	○あそか苑ディサービス ○パドマ館ディサービス
	○あそか苑ショートスティ ○パドマ館ショートスティ
	○小規模多機能型居宅介護あそか苑ももは
	○小規模多機能型居宅介護あそか苑みずほ
宝塚市	○あやな中山寺ディサービス

なお、当面の対応として 5月 6日までを想定しておりますが、期間内に再度要請があれば方針に則り対応を進めてまいります。

全国的に新型コロナウイルス感染者が発生する状況ではありますが、当法人では迅速な 対応により利用者、職員の罹患は発生しておりません。

厚労省・保健所の助言を通して感染症対策を徹底しておりますことをご報告させて頂きますと共に、100%安全を確約できるものではございませんが、少しでも安心して当法人のサービスをご利用頂ければと思います。

今後とも、当法人の介護サービス事業の取り組みへのご理解と合わせて感染症対策のご協力をどうぞよろしくお願い致します。 以上